

令和 元年 6月 定例会（第337回） 06月25日—03号

第三百三十七回定例奈良県議会会議録 第三号

令和元年六月二十五日（火曜日）午後一時開議

○議長（粒谷友示） ただいまより、当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、三十九番今井光子議員に発言を許します。――三十九番今井光子議員。（拍手）

◆三十九番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子です。今回の統一地方選挙で北葛城郡選挙区から無投票で七期目当選させていただきました。日本共産党は残念ながら五議席から四議席となりましたが、力を合わせて願い実現に頑張る決意を申し上げまして、日本共産党を代表して質問いたします。

今後の県政運営の方針について知事に伺います。

このたび荒井知事は四期目の当選をされました。知事選挙では二人の対立候補が立候補され、高等学校再編問題やホテル誘致問題、地域別診療報酬など、これまで県議会で日本共産党が一貫して取り上げてきた問題が争点になり、県民の声を聞かない県政のあり方、民主主義が問われました。

結果は知事が二十五万六千四百五十一票、四七・五％を獲得しましたが、二名の対立候補の反対票を合わせると、知事の得票を二万六千五百二十七票で上回る結果となりました。今回の知事選挙の結果を受けて、今後の県政運営の方針を変更しようというお考えがあるのか、お伺いします。

次に、消費税率一〇％への引き上げの問題について、知事に伺います。

十月から消費税率一〇％への引き上げに、生活や商売への不安が高まっております。王寺駅前では宣伝中に、高齢のご夫婦がわざわざ引き返して、とてもやっていけません。助けてくださいと言いに来られました。八％の増税以来、家計消費は二十五万円、実質賃金も十万円低下しています。内閣府も六年二カ月ぶりに景気動向指数が悪化したとしております。

これまでの増税は少なくとも景気判断が回復をしたときでございました。日本共産党は消費税に頼らず、大企業の法人税を中小企業並みにすれば四兆円、一億円を超えれば下がる所得税率を累進課税制にすれば三兆円、アメリカへの思いやり予算の廃止で五千億円など財源を示し、消費税の三％引き下げと同じ経済効果で、希望の持てる暮らし応援プランを提案しております。県は増税にあわせてさまざまな取り組みをされていると聞いておりますが、消費税率一〇％への引き上げは中止をするように政府に求めるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、大規模広域防災拠点について伺います。

六月の補正予算は二百五十六億一千七百万円と大型になっております。知事選挙の反省があればもっと別の予算が提案されたと思います。この中に大規模広域防災拠点の整備として、自衛隊駐屯地誘致のときにはヘリポートと言っておりましたものが、二千メートルの滑走路を備えたものを五條市内に整備をする予算二千五百万円が提案されております。五條市は米軍の低空飛行訓練ルート、岩国から四国高知から紀伊半島、和歌山県に至るオレンジルートの延長に位置します。六月一日、日本平和大会に参加して、日本中が沖縄化していることを実感しました。つまり、米軍が日本の民間空港も自衛隊も自由に使っている状況が拡大しております。大阪伊丹空港にオスプレイが緊急着陸することも起きております。かつて奈良県では、十津川村で木材運搬用ワイヤーロープがアメリカ軍の低空飛行で切断されたことも起きております。

なぜ、大規模広域防災拠点に二千メートルの滑走路が必要なのか、その理由をお聞かせください。

次に、奈良県庁の働き方の改革について、知事に伺います。

国連労働機関ILO結成から百年を迎えました。日本は八時間労働を定めた第一号条約すら条約の上限時間を超える時間外労働を認めているために批准をしておりません。強制労働の廃止、差別待遇の廃止も未批准です。批准していても公務員の労働基本権を制限している条約違反との勧告も再三受けております。

長時間労働に歯どめをかけるには、労働時間規制は労使の自治に任せるのではなく法的規制が不可欠です。日本共産党は残業代ゼロ法を廃止して、残業は週十五時間、月四十五時間、年三百六十時間までと上限を労働基準法で規制することを求めています。

一方奈良県では、知事部局の職員は、平成元年と平成三十年を比べると全体で百二十六人減っておりますが、常勤職員が三千六百二人から三千十七人と五百八十五人減って、非常勤職員は三百九人から七百六十八人と四百五十九人ふえております。平成十六年の前後で見ますと、常勤職員の削減率は三・五倍になり、非常勤職員の増加率は約二倍になっています。非常勤職員の中には嘱託職員、日々雇用職員と採用方法が異なり、この数字以外に臨時的任用職員などがありまして、実に何段階もの雇用があります。過労死防止法の制定に尽力されました森岡孝二氏はこのような働き方を雇用身分社会と表現されました。

五月十七日に県庁職員だった西田幹氏の過労自殺に対する公務災害が認定されました。二〇一七年五月、三十五歳の若さでみずからの命を絶ちました。どんなに苦しまれたことでしょうか。県議会でもこの問題が取り上げられてきましたが、知事は、残業は命令されて行うもの。管理者の命令による残業なのか、自発的な在庁なのかわからないと平成二十九年十二月、阪口議員の質問に答えております。今回過労死と認定され、知事は、自死を防ぐことができなかったことを県として非常に悔しく思う。この認定を真摯に受けとめ、職員の働き方改革を引き続き進めてまいりたいとのコメントを発表されました。

西田氏の亡くなる一カ月前のタイムカードを分析した結果、実際のタイムカードの記載と県が認めた残業時間との間に五十三時間の開きがあり、私は本会議でも取り上げました。県下最大の職場である県庁の働き方は県内にも大きな影響を与えます。

そこで知事に伺います。

タイムカードのシステム改善でみずからの労働時間が確認できるようになりましたが、超過勤務の実態はどうなっているのか。また、働き過ぎで命を奪われることがないように、県はどのように働き方を改善するのか伺います。

次に、西暦の使用について総務部長に伺います。

五月一日から平成三十一年が令和元年になりました。元号はもともと中国に由来するもので、君主が空間だけではなく時間まで支配するという思想に基づくもので、日本国憲法の国民主権の原則になじまないものだと考えます。日本共産党は国民が元号を慣習的に使用することに反対するものではありません。同時に、西暦か元号か、どちらを用いるかは、自由な国民自身の選択に委ねられるべきであって、国による使用の強制には反対です。

二〇一七年四月一日から日本共産党のしんぶん赤旗は、従来の西暦に加え元号の併記を復活しました。元号を使用している読者がふえ、西暦を元号に換算するのが不便という多くの意見が寄せられ、読者の便宜を図っての対応でした。

行政文書には元号が使われておりますが、経過を見るときには大変計算が複雑です。県民にとってわかりやすい行政運営のためにも、行政文書には元号と西暦を併用して記載するべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、発達障害児支援につきまして福祉医療部長に伺います。

少子化が叫ばれる中で発達に障害を持つ子どもが急増しております。パネルをごらんください。奈良県の小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校に在籍する生徒の割合を、小・中学校の公立学校の児童生徒数で比較をして驚きました。これは子どもの数が減っているということで、こちらは支援の必要な子どもがふえているという、グラフです。小・中学校の比較をして驚きました。平成二十六年に三・三%だったものが、平成三十一年には四・七%と、たった五年間で一・四%もふえております。

田原本町の奈良県リハビリテーションセンターで発達診断を受けるときに、早朝から並ばないと受けられないという相談がありました。センターに伺いました。午前七時から順番カードを配ります。それを受け取るために午前五時三十分ぐらいから並んでいるそうです。病院に入れるのは午前七時からです。総合受付が午前八時三十分。その場にはいないときは診察の順番が後になります。小児待合では看護師が診察開始時間について説明をします。その上で外来受付、診察となりますが、遅いときは夜九時十時ごろまでなることもあるそうです。以前は予約制も導入したこともありますが、県内で小児科の専門医が少ないために、希望者全員を受け入れられず、全て診るということでこのようなやり方になったと聞きました。

日本小児神経学会が作成しました発達障害診療医師登録名簿では近畿で見ますと、大阪府二十一人、兵庫県十八人、京都府十六人、和歌山県七人、滋賀県五人、奈良県は二人だけです。あまりにも少なく、医師をふやしてもっとかかりやすくするべきではないかと思えます。

幼少期に正しい診断がされれば、集団の中でじっとできない子どもさんの場合に、ほかの人より聴覚などの感覚が過敏だったりなど、周囲がそれを正しく理解して対応することで改善が見られますが、それがわからずにじっとさせることだけを求めるとかえってパニックになることも起きております。大阪府では発達健診を受けると詳しい結果が親に伝えられ、我が子の特性が理解できますが、奈良県ではそのような結果ももらえないと聞きました。医師や専門スタッフが不足していて一人ひとりの子どもに寄り添う体制がとれていないのが実態だと考えます。

二〇〇五年四月に発達障害者支援法ができ、早期発見と支援、就労支援、支援センターの設置、認知の拡大などが盛り込まれておりますが、診断は医師だけではなく臨床心理士、言語聴覚士などの専門家の協力も不可欠です。さらに診断後のフォローや地域で支える体制が必要です。あるお母さんは発達のおくれがわかって行政からは何も教えてもらえない。民間療育施設ができて行政から紹介できないと言われます。母親同士のコミュニケーションの中で必死で情報を集めて手探りでやっている。せめて使える制度や施設などの案内が欲しい。母親が鬱病などの病気になるのであれば、孤立して情報も入らず、虐待のリスクにもなりかねません。育てにくさを感じている保護者に寄り添ったあらゆる段階での支援の充実が求められていると思えます。

そこで福祉医療部長に伺います。

どんな環境で生まれてきた子どもでも全ての子どもが健やかに成長できるように、保護者などが身近な場所で相談できる体制を整備する必要があると考えますが、県はどのような取り組みをされているのか伺います。

奈良公園バスターミナルについてまちづくり推進局長に伺います。

四月十三日に奈良公園バスターミナルがオープンいたしました。昼食を食べに混まない時間と少し早く行ってみましたが、価格が高いこと、ほとんど人がいないことにびっくりしました。県が映像を見て学習してもらい奈良の滞在時間を延ばすという目的でつくられましたレクチャーホールはがら空きで、バスの運転手さんはターミナルに送り届けてまた別の場所に移動すると休憩時間がなくなるとあまりいい評判は聞いておりません。せっかく四十五億円もかけてつくった施設で、また一年間の運営コストが三億円もかかるとびっくりしております。映像だけではなく、地場製品の展示などもっと奈良の魅力を発信するためいろいろな意見を聞いて活用するべきではないかと思えます。

そこでまちづくり推進局長にお伺いします。

奈良公園バスターミナル供用後のバス利用状況はどうでしょうか。また、レクチャーホールなど館内施設の利用状況についてもお伺いいたします。

最後に、県立高等学校適正化実施計画の見直しについて教育長に伺います。全国的に生徒数が減少する中で各地で高等学校再編は進められておりますが、奈良県のように県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱がありながら、関係者の声も聞かずに教育委員会内部だけで情報公開もせず進めるやり方はほかには見られません。

来年度から入試中止が明らかにされております平城高等学校にことは三百六十名の定員に三百八十名が受験し、登美ヶ丘高等学校も二百四十名に二百九十九名が受験しております。また、耐震不足でプレハブ校舎建設中の奈良高等学校も三百六十名に三百九十六名が応募しております。ことしの二年生は昨年、廃止を知らずに受験しておりますが、ことしは移転や廃止の計画があってもこれだけの応募があることを重く受けとめる必要があります。

この間、県立高等学校をめぐって二つの訴訟が提訴されました。一つは平城高等学校の二年生と保護者が県を相手に計画取り消しを求める訴訟、二つは県立奈良高等学校の耐震強度が国の基準を下回っている問題をめぐり、生徒と保護者が校舎の使用停止などを求める仮処分申し立てです。計画が決まり実行に移されれば反対の声は沈静化するのが常ですが、奈良県においてはますます広がっております。

先日奈良高等学校を訪問しました。歴史と伝統を感じさせるたたずまい、正門前には全国学校環境緑化コンクール特選文部科学大臣賞受賞の石碑が置かれ、庭木の一本一本に生徒を見守ってきてくれた思いを感じました。校長室からの眺めは旧奈良市街が見渡せ、校歌には佐保路にそひてとうたわれ、奈良高等学校はこの場所で建て替えを行ってこそ奈良高等学校ではないかと感じました。四年後は百周年を迎えます。奈良高等学校は現地で建て替えるべきです。そうすれば平城高等学校は閉校しなくても存続が可能です。平城高等学校にも伺いました。敷地が甲子園球場の一・五倍あり、平城ニュータウンをつくる時にここに高等学校をと土地を提供してくれた地元の心意気を感じました。住民の方々は何かあれば平城高等学校の生徒さんが助けってくれると思うほど頼りにされています。それは四十年間築き上げてきた伝統です。

これらは奈良県にとってかけがえのない財産です。先日奈良新聞のコラムに、奈良県の大学生と大学院生に将来奈良に残りたいかというアンケートをしたところ、たった一二%しか残ると回答していないという記事を見ました。今、無理やり進めることは取り返しのつかない結果を生み出します。長野県では一旦出した高等学校再編計画に反対の声が大きかったため合意できるところから進め、合意できないところは各方面の意見も聞きながら改めて検討を行ってきました。

この間の県の理不尽で強引なやり方はどれだけ多くの人を傷つけてきたでしょうか。皆様のお手元の資料をごらんいただきたいと思います。奈良県も再度原点に立ち返るべきだと考えます。

そこで教育長にお伺いします。

県立高等学校適正化実施計画を撤回し、広く県民の理解と協力を得られるように見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

これで壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○議長（粒谷友示） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十九番今井議員のご質問がございました。まずは私に對しましては先ほどの知事選挙の結果を受けて、今後の県政運営方針を変更するという考えはあるのかというご質問でございます。このたびの選挙では私のこれまでのやり方が評価されたところと考えております。運営の方針や方向を変える考えはございません。選挙の結果を厳粛に受けとめ、これまでどおり四期目の仕事をさせていただきたいと考えております。

また、四期目に挑む私の県政運営方針の全般については、昨日、国中議員の代表質問にお答え申し上げたとおりでございますので、先ほど今井議員が質問で言及された三点についての考えを改めて述べさせていただきたいと思っております。

まず高等学校再編問題についてですが、県立高等学校適正化実施計画は、本県高等学校教育の質の向上を目的として教育委員会が策定し県議会で可決されました。今後、教育委員会が責任を持って計画を着実に実行し、県立高等学校の耐震化完成など教育環境整備を含め、魅力と活力あるこれからの高等学校づくりに取り組まれることに、知事として予算を含め必要な支援をしていきたいと考えております。

次はホテルの誘致についてでございます。吉城園周辺地区と高畑町裁判所跡地については、名勝指定時をしのばせる上質で低層の宿泊施設などを整備することが、名勝奈良公園としての価値をさらに高め、将来にわたり両地区をよりよく維持・利活用できるものと考えております。

三点目の地域別診療報酬についてでございますが、将来にわたって安心して医療を受けられるよう、国保改革、医療費の適正化、地域医療構想の実現の三つを一体的に進めてまいりたいと考えておりますが、その中で地域別診療報酬の検討は、県民の受益と負担の総合的なマネジメントを担う知事の使命を全うするために、法律上規定された知事の権能でございます。選択肢の一つであるということは変わりないものと思っております。

以上三点についての私の考えは選挙前から現在まで全く変わっておりませんし、選挙期間中にもそのように訴えてまいりました。そういった姿勢が四期目の信任を得ることにつながったものと認識をしております。

冒頭申し上げましたとおり、これまでの運営が選挙の結果を見れば支持されたものと考え、今後の県政運営の方針を変更してはいけないものと考えております。

二つ目のご質問は消費税率一〇%への引き上げについての知事の所見ということでございます。

我が国におきましては、急激な少子高齢化の進展を背景として社会保障給付費は、平成二年度には約四十七兆円でしたが、平成三十年代、約三十年後、予算ベースでは約百二十一兆円ということで二・五倍にも大きく膨らんでおります。

我が国の社会保障制度は、社会保険方式をとりながら、高齢者医療・介護給付費等の増に伴い、不足分を特例国債などに相当程度依存しております。このため給付と負担のバランスが損なわれ、私たちが現在享受している社会保障はその負担を将来世代につけてとして先送りしている状態でございます。

社会保障の財源として、消費税は、働く世代など特定の者に負担が集中することなく、景気の影響が少ない安定した財源調達手段としてふさわしいものと理解しております。EUなどでは社会保障の財源として付加価値税が使われておりますが、最低一五%の付加価値税がEUのメンバーシップの条件となっております。我が国の社会保障制度を将来にわたって健全に維持していくためには、消費税率引き上げは必要であり、政府に中止を求める考えは持ち合わせておりません。

なお、消費税率引き上げに伴う対応として、本年度政府予算には、低所得者層に配慮した軽減税率制度や、幼児教育無償化などの措置に加えまして、社会生活ひいては経済に影響をできるだけ及ぼさないよう、総額二兆円を超える臨時・特別の予算措置や税制による対策についても盛り込まれているところでございます。

県の本年度予算におきましても、市町村が行う地域の消費喚起につながる取り組みやインバウンド誘客促進などに今回提案の補正予算分と合わせて計七億円を計上しております。消費税率引き上げに伴う地域消費の落ち込みがないよう、地域の経済活性化を図っていきたいと考えているものでございます。

大規模広域防災拠点についてのご質問がございました。なぜ二千メートルの滑走路が必要なのかというご質問でございます。

大規模災害発生時には、被災地へ迅速に多数の人員、多量の物資等の輸送を行うことが必要でございます。救助要員の集結、救援物資の集積・配送機能などを備えた大規模広域防災拠点の整備が南海トラフ巨大地震などの際にはぜひとも必要だと思っております。日本共産党の太田議員が防災拠点を先に整備したらどうかと、自衛隊誘致のご質問の際におっしゃいました。その場で私は賛成の考えですと申し上げたところでございます。防災拠点は、災害は時を待たない面もございますので、大変心配しているところでございます。

そのような防災拠点になぜ二千メートルの滑走路が要するのかという点でございますが、東日本大震災時には内陸にございました山形空港などが被災地の外から飛来する輸送機などを受け入れ、被災地に向かう空からの大量の救援物資や要員の中継地点として活躍されました。それでも手狭な空港だったと聞いております。山形空港などが東日本大震災で果たした役割を念頭に置きまして、紀伊半島全体の支援拠点としての機能を担う面からも、大量の要員や物資を搬送できる最新の輸送機の離発着が可能な二千メートル滑走路を有する大規模広域防災拠点を、紀伊半島の真ん中に位置いたします五條市に整備することがで

できれば、紀伊半島を襲う南海トラフ巨大地震にも役に立つ防災拠点になるものと考えたところでございます。

今後、大規模広域防災拠点の整備構想を策定、詳細な検討を進めて作成してまいりたいと思っております。

奈良県庁の働き方改革についてのご質問がございました。超過勤務の実態などのご質問がございました。

まず、議員お述べになりました現職の県庁職員が若くして亡くなりましたことは、組織の長として非常に残念だと思っております。ご遺族の方には改めてお悔やみを申し上げたく存じます。

超過勤務縮減の取り組みでございますが、平成二十九年八月から所属長などによる事前命令と事後確認、そして超過勤務命令のない職員の退庁を徹底してまいりました。これにより平成二十八年度と平成二十九年度の超過勤務実態サンプル調査によりますと、職員の日当たりの在庁時間は一時間三十六分から一時間十分に縮減、手当時間は五十一分から四十二分に縮減、乖離時間は四十四分から二十八分といずれも減少しております、このようなやり方の超過勤務の改善施策は確実に実行されているように見受けられるところでございます。

また、平成二十九年四月に開始いたしました超過勤務縮減プロジェクトチームを、約一年後の平成三十年四月に庁内働き方改革推進プロジェクトチームと改編いたしました。内容は時間管理のほか業務管理・改善、健康管理の三本柱としたところでございます。各部局と総務部が連携して取り組むようにしております。

超過勤務の上限時間につきましては、働き方改革関連法等の施行に伴い関係条例を改正いたしましたところでございますが、本県では平成二十四年度に労働組合と策定いたしましたワーク・ライフ・バランス推進労使宣言に基づき、人事委員会規則の基準より厳格な一月当たり三十時間、一年当たり三百時間の原則となる上限時間を設定したところでございます。

引き続き、職員がやりがいを持ってむだなく効率的に自己の健康管理を図りながら業務を遂行することで、さらなる県民サービスの向上につながるよう、組織としての働き方改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

私に対する質問は以上でございました。ご質問ありがとうございました。

○議長（粒谷友示） 末光総務部長。

◎総務部長（末光大毅） （登壇）三十九番今井議員からのご質問にお答えいたします。

私に対しては行政文書に元号と西暦を併用して記載すべきではないかとのお尋ねでございました。



現在、県が作成する行政文書には、原則元号を用いております。これは、行政文書の作成に関する県の要領において、年の表記には元号を用いるとしていることに基づいております。

県を含む公的機関の事務においては、従来から原則として元号を用いる慣行があり、また、全ての行政文書において元号と西暦を併記することは、過度に煩瑣となるおそれもあることから、公務の統一的な事務処理を円滑、迅速に行う観点に立って、今後も原則として元号を用いることとしております。

なお、行政文書は県の意思等を正確に相手方へ伝える手段であることから、例えば外国がその相手方となる場合や、期間が長期にわたる計画、経年推移や将来見込みについて記載する報告書、統計書等については、従来より各部署において適切に判断し、必要に応じ西暦の使用や併記が行われております。

今後も引き続き、県民にとってのわかりやすさに留意しつつ、円滑、迅速な事務処理に資するよう、年表記を含む文書事務を適正に進めてまいります。

○議長（粒谷友示） 西川福祉医療部長。

◎福祉医療部長（西川浩至） （登壇）三十九番今井議員のご質問にお答えします。

私には、発達障害児支援に関しまして、身近な場所での相談体制の整備についてのご質問でございます。

発達障害につきましては、ライフステージを通した切れ目のない支援体制が必要であるという観点から、まずは身近なところで相談できる体制をつくっていくことが非常に大切であると考えています。

昨年度まで、発達障害に関する相談は県が民間団体に委託して運営しております県発達障害者支援センター「でいあー」で一手に引き受けてきました。しかし、年々相談件数が増加するとともに、相談内容も多様化し、利便性の面からも課題となっていました。

そこで、市町村に働きかけ、ことしの四月からは、一次相談窓口として県内全ての市町村で相談窓口が設置されました。今後は、市町村を中心に地域の福祉事業所、学校、幼稚園、保育所、医療機関など直接に支援にかかわる関係機関が連携した相談体制の充実に取り組んでまいります。

市町村に一次相談窓口が設置されたことから、県の支援センターであります「でいあー」は一次相談窓口に対します専門的な助言、支援や広域的な調整機能を担うこととなります。具体には、「でいあー」の職員が市町村の職員を指導しながら相談支援を行います巡回相談や、居住地と勤務地等が異なる場合の支援機関の調整等に取り組んでまいります。

また、一次相談に従事いたします職員のスキルアップ研修の実施など人材育成にも取り組み、身近な地域での相談の質の向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長（粒谷友示） 増田まちづくり推進局長。

◎まちづくり推進局長（増田哲司） （登壇）三十九番今井議員から私には、奈良公園バスターミナル供用後のバスの利用状況とレクチャーホールなどの利用状況についてのご質問でございます。

「奈良公園バスターミナル」は奈良公園周辺の周遊環境やアメニティーの向上を目指し、四月十三日に供用開始したところでございます。供用後のバスの利用状況は、ゴールデンウィークまでは一日二百台前後、それ以降の五月、六月は三百台前後の利用で推移しております。昨年度の大仏殿前駐車場におけるピーク時の平均利用台数を上回る状況となっておりますが、供用から現在に至るまで、特に混乱もなく順調に運営しているところでございます。

次に、館内の利用状況については、ゴールデンウィーク期間中では一般の観光客、その後は修学旅行客を中心ににぎわう日が多くなっております。レクチャーホールでは奈良の魅力伝えるため、県内の社寺や伝統行事などを紹介する映像を放映しているほか、奈良公園を中心とした歴史や文化を観光客の方に学習していただけるよう、現在、新たな映像も制作しているところでございます。また、五月二十二日の奈良県警察音楽隊によるランチタイムコンサートや、その後のミュージックフェストならの会場として開放した際には、満席となるなど盛況となっております。

今後も多くの方に利用していただけるよう、県民の協力を得ながら、奈良の魅力伝える映像の放映や講演会、演奏会などを継続して実施し、観光客の滞在時間の延長やリピーターの増加につなげてまいります。

以上でございます。ご質問ありがとうございました。

○議長（粒谷友示） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） （登壇）三十九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には県立高等学校適正化実施計画の見直しについてのお尋ねでございます。

県立高等学校の適正化実施計画は、平成十六年度から開始した再編計画において学科改編や生徒減少への対応等に課題が生じてきたため、本県高等学校教育の質の向上を目的として策定し、昨年六月議会でのご議論等を踏まえ、一部修正を経て、昨年十月に可決いただきました。

この計画に関しましては、撤回を求める署名が届けられるなど、反対される方がおられることは承知いたしておりますが、現在、中学校卒業生数がピーク時、ピーク時は昭和六十三年から平成元年にかけてでございますけれども、そのピーク時の卒業生数の約五五％となり、今後も生徒の減少が見込まれること、また時代の変化に対応する新しい学校をつ

くるためには、この計画を推進することが必要であり、これまでから議会等で理解を求めてまいりました。

適正化実施計画は、来年度の国際高等学校の開校をもって本格的にスタートいたします。現在、新設の国際高等学校について説明会の開催を重ねるなど、中学生や保護者などへ新しい学校の魅力発信に努めております。これからも情報発信に努めながら、県教育委員会の責任のもとで実施計画を着実に実行し、重要かつ喫緊の課題である耐震化の完成にも全力で取り組んでまいります。

今後、県教育委員会では、十年ごとに改訂される高等学校学習指導要領にあわせて、そのときどきの時代が要請する教育ニーズに応えるために、本県高等学校教育の適正化を推進することといたしております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（粒谷友示） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。知事が自分の政策が正しかったから信任されたのだというふうに言われていますけれども、これまでの選挙で過半数を割ったということはなかったと思います。ですから、なぜ過半数を割れたかというのをもう少しきちっと見ておく必要があるのではないかと思います。

それで、もっと良くなる奈良県で、これから四年間知事は信任されてやられるわけですが、四年たちますと奈良高等学校がちょうど百年を迎えることになります。今の計画でいきますと、平城高等学校の場所で奈良高等学校が百年を迎えるということになります。これは生徒とか保護者の皆さんはもちろんでございますが、各界で活躍をしております多くの卒業生の方々や、また旧奈良市内から奈良高等学校がなくなることに對する皆さんのさまざまな思いを考えたときに、こういうやり方が本当にもっと良くなる奈良県になるのかというふうに思います。奈良県の大学生や大学院生で、今後奈良県で就職したいという人が一二%で全国一番低いというこの現状と、知事が考えているもっと良くなる奈良県というので、その辺の関係はどんなふうに考えているのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（粒谷友示） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） ご質問の趣旨がちょっとよくわからなかったのですが、過半数がとれなかったからどうのこうの、奈良高等学校が再編するのどうのこうの、もっと良くなる奈良を目指しているがどうのこうの、その三つをどのように考えてお答えすればいいのでしょうか。もう一度、私の頭でもわかるようにおっしゃっていただけませんか。

○議長（粒谷友示） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） 知事が考えているもっと良くなる奈良というのは何をもちょうとよくなると思っているのか。奈良のこれからを背負って立つ子どもたちが、これから将来奈良に戻りたくないということが全国で一番大きいということもアンケートに出ているわけですが、何をもちょう知事はもっとよくなると考えているのか伺いたいと思います。

○議長（粒谷友示） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 今のご質問の方がよくわかりましたが、たくさんございます。

新しい都づくりということで、九つの都の分野、教育はその一部でありますけれども、いろいろな部分をあらゆるところでよくしたいともちろん思っているわけでございます。奈良県は、いろいろな面でよくするのに抵抗のある人もおられます。いや俺は抵抗してないんだよ、俺もよくしようと思っているんだ、それが民主主義だから意見が違うということでございます。今井議員と意見が違うところもありますし、意見の同じところもあります。それが選挙の結果にいろいろあらわれてくるわけでございますが、民主主義をもし信じていただけるならば、過半数ということではなくてマジョリティーをとった者が理事者になる。またその選挙区で過半数、議員の皆様も同じことでございますけれども、数が多いと過半数とかそういうことにならないわけでございますので、二人で一人の小選挙区で選ばれるところが、二人だと過半数になるかもしれない。三人、四人だとならないのが民主主義の選挙でございますので、制度に従って選ばれた者は最善を尽くすというのが議員も理事者も同じことだと私は思っております。

最初の質問は、そのように答えるかどうかは別にして、もっと良くなるという政策の面につきましては、いろいろな意見の違いを総括して予算提出権のある理事者として議会に諮りながら決めていきたい。議会はいろいろ採決で予算を通していただき、議決をされる唯一の決定機関でありますので、そこで議論をして通させていただくというのが私の考える民主主義の基本でございます。そのときにもっとよくなるようにしたいということは幾つも幾つもございますので、この分野について私は反対だけれどもと、それはどうぞここで言うていただいても全体の中でお諮りをさせていただきたいと。いろいろな総論的なことでございますけれども、そのように考えてこの任務を果たさせていただきたいと思うところでございます。

○議長（粒谷友示） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） いろいろ知事との見解が違うところがありますがけれども、私はやはりこれから奈良を担っていく人たちが、奈良はいいところだな、もっとここで働いていい奈良にしていきたいなと思うその気持ちが寄らなければ、本当に奈良県はもっとよくなるというふうにしようと思えばそこが一番大事ではないかと思しますので、意見として言わせていただきたいと思います。

消費税については意見が違いますが、消費税はやはり低所得の人に大きな負担をかけるものでございますので、それを福祉の財源にするというのは最悪の税制で、やめるべきではないかと思っております。

広域拠点施設は、老朽化しております消防学校の新築移転をいつにするのか、そのところを二千メートルの滑走路よりも、今、消防学校で水をかけて消火する訓練をしたらもう運動場がどろどろになってしまうような、そういう消防学校を早く新築してほしいと思っております。

それから、働き方の問題では、きょう新聞に県を相手にご遺族の方が提訴されたということが出ておりますけれども、これにつきましては、本当に二度とこうしたことが起こらないように進めていただきたいと思っております。

西暦と元号の問題ですけれども、そのときによって両方使ってもいいと伺いましたので、それにつきましてはもっと県下の自治体や、県庁の部局に徹底させていただきたいと思えます。

それから、発達障害の子どもの問題ですけれども、奈良になぜ多いのかというのをもっと研究して、対策を立てていただきたいと思えます。私はこの表をつくりましたけれども、もっと行政がこうしたことを系統的にちゃんと見て、今の状況はどうかというのを、県としてぜひつかんでいただきたいとお願ひしておきたいと思えます。

高等学校再編の問題で教育長にお尋ねしますが、再編のときに奈良県は県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱というのが県にあると思えますけれども、今この要綱はもうなくなってしまっているのか、まだ残っているのか、その点をお尋ねしたいと思えます。

○議長（粒谷友示） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） 県立高校将来構想審議会の設置要綱でございますね、議員、お尋ねは。済みません、設置要綱自体が廃止をいつされたのかということは、再度調べてお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（粒谷友示） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） 私が聞きましたら、まだそれは残っているというふうに聞いておりますので、それをやはり教育長がきちっと認識してないというのは、私はちょっと問題かなと思っております。

そしてこの審議会の設置要綱に基づいてやっていけば、もっとこの間の高等学校再編の進め方が違って来たのではないかというふうに思っております。

今、平城高等学校の生徒さんが県を訴えて、来年の入試の募集取りやめをやめてほしいという裁判を行っておりますけれども、差しとめの請求が出た場合に、差しとめということになった場合には、県はどんなふうに対応されるおつもりでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（粒谷友示） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） 先ほどの審議会の件でございますけれども、審議会からは答申が出されております。その審議会の答申が高等学校の将来を考えていこうということでございますので、我々はその答申に基づいて、例えば二階堂高等学校に総合学科を設置した。あるいは青翔高等学校に中学校を設置した。この答申を踏まえながら、高等学校教育の改革に取り組んでおります。

したがって、設置の要綱というものを別に大きく捉えてはおりません。設置要綱に基づいて出された答申が全てであるというふうに考えております。

それからもう一点は、差しとめの請求が認められた場合にでありますけれども、募集停止をどうするかということは当然差しとめとは、条例の差しとめとは関係ございませんので、募集停止については検討して考えてまいりたいと思っております。

○議長（粒谷友示） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） 経過のところで見させていただきますと、本当に長いいろいろな経過の中で、県は昨年六月八日までずっと内々で検討してきて、このときに初めて提案をされまして、六月二十四日の県議会にそれがかけられるというような状況だったのですけれども、何でこんなに全て秘密で進めてきたのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（粒谷友示） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） 秘密に進めてきたわけではございません。先ほども申し上げましたように、再編計画が実施されていろいろなさまざまな課題が出てきたと。その課題は当然県教育委員会として重く受けとめるべきであって、県教育委員会で議論をして、そして

その課題を解決するべきだというふうに考えました。したがって、この適正化というものは、教育委員会として十年ごとに学習指導要領の改訂を踏まえ、それにあわせてやはり十年ごとに高等学校教育をしっかりと見直していこうということで、県教育委員会の責務であると考えております。

○議長（粒谷友示） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） 昨年の七月十日に教育長は平城高等学校に行って説明をされております。そのときに配付されました資料もそこにつけさせていただいておりますけれども、国際感覚を養うというようなことを期待すると言われていたと思います。国際感覚ということを考えますと、子どもの権利条約がありまして、日本も一九九四年に批准をしております。百四十九カ国が批准をしておりますような子どもの権利条約もつけさせていただいております。

ここには子どもが参加する権利、意見表明権というのが保障されるということになっておりまして、本当に自分の高等学校がどうなるかとか、奈良県の高等学校がどうなるかとかいう子どもにとって一番身近で大切なことを、子どもの意見表明権が保障されない形で、県は進めてきたのではないかと考えているのです。ですから、これがおかしいと言った子どもたちこそ、この子どもの権利条約の国際感覚を持ち合わせていて、子どもの権利条約を全く無視して、隠して進めてきたという教育委員会の方こそ国際感覚がないのではないかと思うのですけれども、その点はどんなふうに感じておられますでしょうか。

○議長（粒谷友示） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） 学校がなくなるということに対する、母校がないということに対するの思いというのは私も受けとめておりますけれども、その学校がなくなることを、未来永劫保障するということは、これは始まりのあるものというのは必ず終わりが来ると思うのです。したがって、今後もどこまで続けられるかということに対して誰も担保はとれない。だから子どもの意見を聞くということは、その思いは受けとめさせていただきますけれども、未来の子どもの声も聞く必要があると思いますので、将来の学校づくりをどうするかということ、これだけの生徒数が減少する中で我々は考えていくということは、子どもの権利を守ることにもつながっていると思っています。

○議長（粒谷友示） 三十九番今井光子議員。

◆三十九番（今井光子） これだけ子どもが減ってきているから、今のままのものを続けようとは誰も思っていないと思うのです。ですから、今こういう状態でこういう課題があ

る、だからどうしたらいいでしょうかとまず投げかけてもらう。子どもの意見を聞く。そうしながら、時間をかけて一定の結論は出てくると思うのですけれども、そこに対する信頼がなかったのかよくわかりませんが、内々に進めて、早く決めて、とにかくそれをスケジュールどおりにやってしまうという姿勢は大変問題ではないかと感じております。

去年、ことしの三年生、平城高等学校の進学を見て大変びっくりしました。四年制国立大学と私立大学で合格者が一千三百八十五名です。前年は一千九名です。一・三七倍ふえている。あの混乱した状況の中で、本当に子どもたちが自分たちの学校を何とかしたいという熱い思いが、このような子どもたちの頑張りへ私はつながったのではないかと思います。本当にジーンと、この間高等学校を訪問させていただいて感じたわけですが、そうした点で、子ども一人ひとりの持っている力をどうやって引き出すかというのが奈良県にとってこれから大事だろうと思っております。

しかも、いろいろ県がこと細かい計算をしておりますけれども、学校の先生を削減するのが一億四千二百万円、これは平成で出ていますが、平成三十九年にそれだけ減るということですが、先ほどの奈良公園バスターミナルの年間の維持費三億円というお金の使い方が間違っているのではないかと思います。本当に未来の子どもたちのために、しっかりとした対策を立てていただきたいということを強くお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。